

令和7年度 放課後児童クラブ入会のしおり

■ 申込みに必要な書類 チェック表

提出の前に次の項目を確認してください。

受付期間、提出書類等詳細については、P10参照。

チェック欄	書 類 等
	① 放課後児童クラブ入会申込書 家族状況、緊急連絡先、家までの簡易経路、児童の健康保険証番号 疾患、アレルギーの有無、かかりつけ病院等
	② 就労証明書等 （きょうだい分は不要） (児童クラブを利用する理由を明確にできる書類) ※ 児童と同居する親族（父・母・65歳未満の祖父母）の入会基準に 関する証明書等。 ※ 自営業、内職、看護・疾病、農業、漁業等の証明用書類があります。 ※ 就労証明書については、事業主の証明印が必要です。
	③ 個人情報使用同意書
	④ 「児童クラブ利用料減額申請書」 ※ 利用料の減免制度を利用される方



美浜町（健康・子育て課）

目 次

○放課後児童クラブ一覧・・・・・・・・・・	2
○放課後児童クラブの概要・・・・・・・・・・	3
・対象児童	
・開所期間	
・開所日	
・閉所日	
・利用について	
・入会基準	
○費用など・・・・・・・・・・	5
・利用料など	
・支払い方法	
・損害保険への加入	
○児童クラブの生活・・・・・・・・・・	6
・日課（一日のようす）	
・用意するもの	
・お弁当・お茶（水筒）	
・降所（児童の帰宅）	
・プールなどの取り扱い	
・各種連絡	
・感染症	
・その他	
○緊急時の対応・・・・・・・・・・	9
○入会申込み・・・・・・・・・・	10
・受付期間・場所	
・申込みに必要な書類	
・書類提出にあたっての留意事項	
・入会選考・可否通知	
・その他	
○退会・・・・・・・・・・	11
○よくある質問・・・・・・・・・・	12

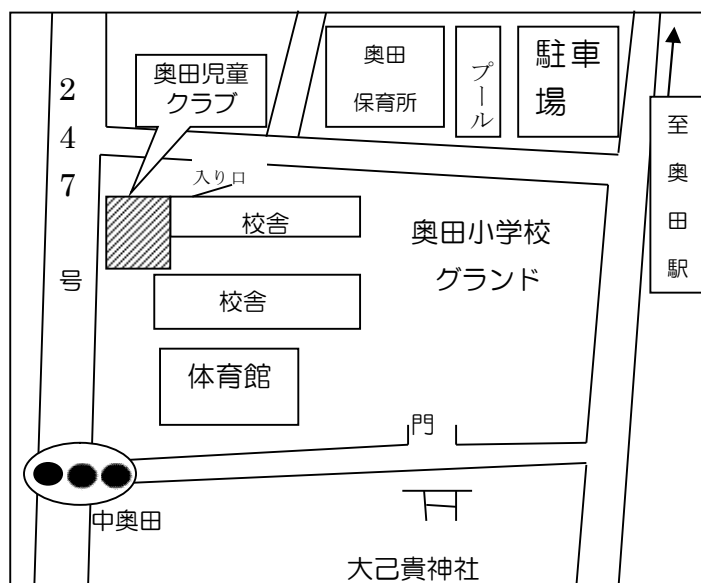
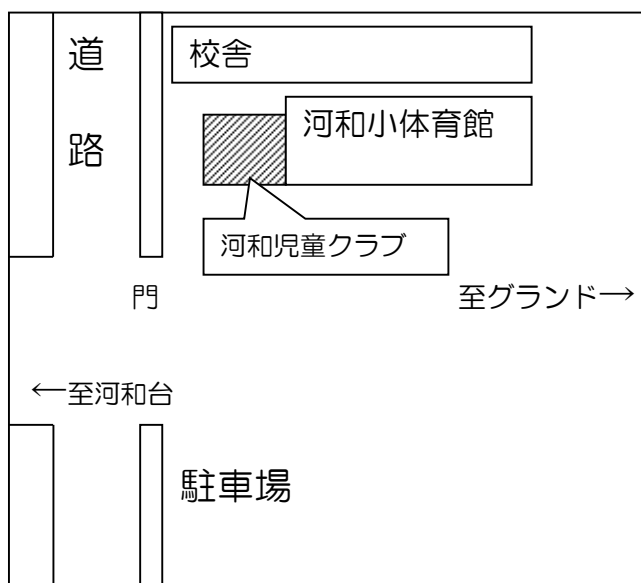
放課後児童クラブとは？

すべての児童は、その家庭で心身とも健やかに育てられることが理想です。
しかし、学校での授業終了後、家に帰っても保護者が就労等でいない場合、家族に代わって児童をお預かりし、育成する事業が放課後児童クラブです。

放課後児童クラブ一覧



放課後児童クラブ名	定員	所在地	電話
河和児童クラブ	60人	河和字古屋敷124番地	82-5195
奥田児童クラブ	60人	奥田字海道田55番地1	87-0301



放課後児童クラブの概要

●対象児童

- ・放課後児童クラブに入会できる児童は、その児童の保護者（通常は父母）が入会基準のいずれかの事情により、その児童を育成することができず、かつ、同居の親族（一緒に生活している親族のことで、住民票が別である場合も含まれます。）や、その他の者がその児童を育成することができない、１年生から６年生までが対象となります。

※入会基準を満たしている場合であっても、就労時間等が児童クラブ開所時間前に終了する場合は利用の対象外となります。

- ・平日のお迎え及び土曜日・長期休業期間等の送迎については、保護者による送迎となりますので、各家庭にて送迎可能な方が対象となります。

●開所期間

- ・令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで（単年度ごとの申請となります。）

●開所日・時間

平 日	学校終了後～午後７時まで
土曜日、長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）	午前７時４５分 ～午後７時まで

※各学校の行事等により開所時間が変更になる場合があります。

●閉所日

- ・日曜日・祝日・８月１３日から８月１５日
- ・年末年始（１２月２９日から翌年１月４日まで）
- ・その他（町長が特に必要と認めた日）

●利用について

- ・東部地区（布土・河和学区）にお住いの児童は、河和児童クラブ
西部地区（野間・奥田・上野間学区）にお住いの児童は、奥田児童クラブ
の利用を基本とします。ただし、定員以上の入会申し込みがあった場合は、定員に余裕のある児童クラブでの利用となる場合があります。
- ・奥田小学校・河和小学校以外の児童については、各学校下校時刻にタクシーが迎えに行き、学校から児童クラブへタクシー移動となります。（代休日のタクシー移動はありません。）
- ・土曜日は、利用者が少人数の場合に、どちらか一方の児童クラブにて合同実施となる場合があります。
- ・家庭で育成できる日は、児童クラブを利用せず家庭での育成をお願いしています。
- ・長期休業期間のみの利用は、定員の空き状況により臨時募集する場合があります。

●入会基準

保護者の状態	形態	証明書類	留意点
1 家庭外での労働 昼間に居宅外で労働 することを常態として している場合	正社員 パート	就労証明書	◎ 勤務時間が1ヶ月64時間（ <u>日曜日、祝日を除く</u> ）以上仕事に従事している場合 ◎ かつ、農業従事者は、1人当たりの耕作面積等が概ね次のとおりである場合 田 20a以上 果樹園 20a以上 普通畑 20a以上 施設園芸 100㎡以上 家畜 牛・豚 10頭以上 鶏 500羽以上 ○ 固定資産税の課税明細の写し等農地の面積が分かるものを添付する。 ○ 農業手伝いの場合は、収入を得ている方（現物支給は認められません）
	農業 漁業	就労証明書	
	自営業 (居宅外)		
2 家庭内での労働 居宅内において児童 と離れて家事以外の労働 をすることを常態として している場合	自営業 (居宅内)	就労証明書、 確定申告書（写）	
3 母親の出産等 妊娠中であるか、出 産後間がない場合	妊 娠	母子手帳（写）	◎ 出産（予定月）を中心に産前2ヶ月、 産後2ヶ月の計5ヶ月間以内 ただし、産後の経過が思わしくない場合は、 治癒するまでの期間
	出 産	診断証明書等	
4 疾病等 疾病、負傷または、 精神・身体に障害があ る場合や、高齢者	疾 病	申立書（疾病・看護） 家庭状況確認書 （聞き取り）	◎ 当該児童の育成ができない程の疾病、負 傷、心身の障害を有している場合 ※ 育成が困難な旨の証明が必要
	障 害		◎ 高齢・満年齢65歳以上（入会時）
	高 齢		
5 疾病等の介護 長期間に渡る疾病や 精神・身体に傷害を有 する親族を常時看護し ている場合	看 護	診断証明書等 身体障害者手帳、 療育手帳（写）	◎ 1ヶ月64時間以上（日曜日、祝日を除 く）の介護をする必要のある場合（居宅介 護に限る） ※ 税法上の特別障害者であるか、上記介護 を要する旨の医師の証明等が必要
6 家庭の災害 震災、風水害、火災 等の災害の復旧にあた っている場合		災害復旧に関する 「証明書」	◎ 震災、風水害、火災その他の災害により 居宅を失い、又は居宅を失わないが破損し その復旧にあたっている場合
7 就学 就学（職業訓練を含 む）している場合		在学証明書等	◎ 昼間に就学している場合
8 その他		家庭内で育成ができ ないと認められる 「証明書」等	◎ 当該児童を家庭で育成できないと町長が 認める前各号に類する状態にある場合

- ★ 就労証明書、申立書（疾病・看護）の参考にしてください。
- ★ 基本的に昼間、家庭に児童の育成に当たる者がいない家庭（授業終了後又は長期休み中、家に帰っても家に誰もいない家庭）を対象としています。
- ★ 虐待・遺棄等により、児童相談所からの依頼、その他により保護が必要と認められるときは、この基準にかかわらず、入会対象児童となります。

費用など

●利用料など

放課後児童クラブへの入会には、利用料が必要となります。

		月 額
利用料	4月～3月（8月は除く）	9,000円/人
	8月	12,000円/人

※但し、町民税非課税世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯は減免制度があります。

6,000円（8月のみ9,000円）

※月の途中に入会・退会した場合は、当該月の利用料などをいただきます。

●支払い方法

①利用料

利用料は、保護者の負担軽減のため、口座振替していただいております。「美浜町税等口座振替依頼書」に必要事項ご記入の上、次の取引金融機関で手続きをしてください。

正当な理由なく滞納しますと、児童クラブの利用の取り消しをさせていただく場合がありますので、あらかじめご承知ください。

※手続きに必要なもの：振替を希望する口座の通帳等・届出印

※取引金融機関：三菱UFJ銀行、あいち知多農業協同組合、知多信用金庫、中京銀行、半田信用金庫、名古屋銀行、ゆうちょ銀行、東日本信用漁業協同組合連合会愛知支店

※ゆうちょ銀行の「口座振替依頼書」は、依頼書が専用の用紙になりますのでご注意ください。

※口座振替依頼書は、各金融機関又は児童クラブ（ゆうちょ銀行は直接郵便局）へ提出をお願いいたします。

※前年度の継続利用者で、口座に変更なければ、口座振替の手続きは必要ありません。

※口座振替は毎月月末の指定日に引き落とされます。

●損害保険への加入（傷害・賠償責任）

児童クラブでは、事故などを起こさないよう細心の注意を払っていますが、集団生活の中では思わぬ事故等が起きることがあります。そこで不慮の事故等に備えて、登録児童は財団法人児童健全育成推進財団の児童クラブ共済制度へ全員、加入していただきます。損害保険の加入手続きは、役場（健康・子育て課）にて行います。

保険の対象は、クラブ活動中の他、学校から児童クラブ、児童クラブから自宅までの移動時（寄り道をした場合を除く）も対象となります。

※ 児童同士のケンカによるケガについては、活動中であっても対象外となります。

児童クラブの生活

●日課（一日のようす）

児童クラブでは、概ね次のように過ごします。

平日（学校のある日）		土曜日・長期休暇	
学校	 下校	7:45 9:30 10:00 11:30	登所 学習 遊び お弁当タイム
14:40	登所	13:00 15:00	遊び おやつタイム
15:00	おやつタイム		
15:20	宿題タイム・遊び		
17:30	お迎え待機時間	17:30	お迎え待機時間
19:00	最終降所時間	19:00	最終降所時間

※自由遊びは、ブロック・オセロ・将棋・ぬりえ・トランプ・外遊びなど

●用意するもの

入会時に児童クラブへ提出してください。

- ・着替え用衣類等・・・タオル、上下1着、下着、靴下、ビニール袋などを袋に入れて持参してください。汗をかいた時などに着替えます。着替え用衣類等を使用したら補充をお願いします。なお、お迎え時には着替え袋の中身の確認をお願いします。



（児童クラブでは、服・下着の予備はありません。）

（防災頭巾があれば、用意をお願いします。）

※袋は特に指定はありませんので、衣類が入る袋をお願いします。袋、衣類に名前のご記入をお願いします。

- ・ひも付きの手拭きハンドタオル 2枚未使用
※河和児童クラブを利用の場合のみ必要です。



●おやつについて

- ・おやつは、保護者で用意してください。前日のお迎え時に、翌日分を名前入りの巾着に入れ、児童クラブへ持参してください。翌日のおやつの時間に食べます。
※児童がおやつを自分で持って登所することのないようにしてください。
- ・おやつは、おやつ袋に入る大きさで、常温で保管できるものにしてください。飴、ガム、チョコレート（夏季）、おまけ付きの菓子類はご遠慮ください。
- ・お迎えがおやつの時間より早い場合は、食べる時間がないので児童と相談してください。（持って来なくても構いません）
- ・学校におやつを持って登校させないでください。

●お弁当・お茶（水筒）

- ・学校給食がない日は、お弁当の準備をお願いします。
- ・児童が現金を持参し、パン・お弁当などを買いに行くことは禁止します。
- ・気候により保冷剤などを入れるなど各自対策をお願いします。
（児童クラブでは、保温・保冷は行いません。）
- ・お弁当づくりにあたっての留意点
 - ①ご飯は、冷ましてからフタをしましょう。
 - ②おかずは、よく火を通し、半熟や生ものは避けましょう。
 - ③お子さんが食べきれる量にしましょう。
- ・お弁当で出たゴミは、お持ち帰りしていただきます。
- ・お茶（水筒）は、季節を問わず毎日持参ください。
特に、夏季については、1本余分に持たせるようにしてください。

●降所（児童の帰宅）

- ・最終降所時間は、午後7時です。厳守願います。保護者などのお迎えが必要です。
- ・降所時には、必ずクラブ室内までお越しいただき、指導員に声をかけてください。
- ・降所時間は、保護者の帰宅時間及び集団生活を考え、一定の時間を事前にお知らせください。
- ・保護者以外の方がお迎えの場合は、事故防止のため、代理の方の名前・関係等を事前に児童クラブへ連絡してください。事前に連絡がない場合は、保護者の方へ連絡を取らせていただきます。小・中学生及び高校生の兄弟姉妹によるお迎えはできません。
- ・帰りの支度は児童自身がしますが、忘れ物がないかの確認は、保護者の方も一緒にしてください。児童が全員降所した後、指導員は片付け等終了後、すみやかに帰宅します。忘れ物がありましたら留守電を入れておいてください。後日確認します。
- ・途中で出入りする利用（習い事や塾などに通う場合）はできません。
- ・車での送迎は、必ず指定の駐車場に停めてください。

河和児童クラブ	体育館南側の駐車場
奥田児童クラブ	奥田小学校プール東側の駐車場

※奥田小学校校舎北側の駐車場には、絶対に駐車しないでください。

路上駐車はしないでください。アイドリングストップにご協力ください。児童クラブでは駐車場内での事故・盗難について、一切の責任は負いません。

●プール（課外クラブ活動）などの取り扱い

- ・学校のプール開放、学校主催の皆泳指導や課外クラブ活動へは、児童が行き来して参加することや、途中で出入りする利用はできません。
- ・上記活動に参加される場合は、送迎が必要になりますので、事前に児童クラブへ連絡ください。

例 事前に保護者からの連絡：『午後から学校のクラブに参加しますので午後から児童クラブを欠席します。12時30分にお迎えに行きます。』

午前 児童クラブ利用 ⇒ 昼 保護者お迎え（午後の利用はできません）

●各種連絡

- ・出欠連絡は、専用のアプリから行います。詳細は、クラブにてご確認ください。
- ・欠席、早退については、わかり次第、保護者は児童クラブと学校へお知らせください。
やむ得ない場合は電話で連絡してください。児童の口頭による欠席、早退などの連絡は認めておりません。必ず保護者から連絡をお願いします。
- ・役場（健康・子育て課）から各学校に児童クラブに通所していることを伝えますが、保護者から担任の先生にも、児童クラブに通所することを必ず連絡してください。
- ・利用する日、休む日を児童と確認してください。

★急な欠席連絡についての注意

欠席がわかった時点で早急に 直接児童クラブ（留守番電話）と学校へ連絡してください。

連絡先一覧			
河和児童クラブ	82-5195	布土小学校	82-0234
		河和小学校	82-0047
奥田児童クラブ	87-0301	野間小学校	87-0043
		奥田小学校	87-0044
		上野間小学校	88-5022
役場(健康・子育て課)	82-1111（内線222、262）		
運營業務委託先 (シダックス大新東ヒューマンサービス(株))	052-857-0085		

●感染症

- ・学校伝染病に定められている感染症については、他の児童への感染防止のため、登所停止とします。医師の指示に従ってください。なお、通学する小学校への報告とともに、児童クラブへの報告をお願いします。
- ・学校伝染病に定められていない感染症についても、医師の指示に従ってください。

●その他

- ・学校休業日の登所は、必ず保護者などが児童クラブ室まで児童と一緒に登所し、指導員に声をかけてください。※厳守：駐車場などで児童を置いて行くことのないようにしてください。（駐車場の利用については、降所の項目を参照。）
- ・お金や玩具などは、持たせないでください。万が一、紛失・破損などがあっても児童クラブでは責任を負いません。
- ・宿題の指導については、業務としては行いませんので、ご家庭で確認してください。
- ・児童の体調について心配がある場合には、必ず指導員にお知らせください。
- ・体調不良の際には、無理をして登所することのないようにお願いします。
- ・指導員が薬の服用などに携わることはできません。
- ・児童クラブ内のルールを守ってご利用ください。注意事項及び遵守事項に違反するなど放課後児童クラブの運営を妨げるときは、利用許可を取り消すことがあります。

緊急時の対応

けが 	児童クラブ育成中に負ったけがについては、保護者に連絡し、けがの状態により病院へ連れて行きます。
発熱・体調不良	熱がある場合や病気を発症した場合、指導員が健康上いつもと様子が違うと判断した場合は、保護者に連絡し、お迎えをお願いします。 また、病気の場合は、登所できません。 
学級閉鎖 ※インフルエンザ等	学校閉鎖の場合：当該学校の児童は、児童クラブへは登所できません。 学年閉鎖の場合：当該学年の児童は、児童クラブへは登所できません。 学級閉鎖の場合：当該学級の児童は、児童クラブへは登所できません。 ※インフルエンザによる学校授業短縮で下校時刻が早まる場合についても同様に、当該学校、学年、学級の児童は、児童クラブへは登所できません。
暴風警報発令 	暴風警報発令時には、閉所となります。 - 児童クラブ登所後に発令された場合 指導員は児童の安全確保、保護に努めますが、保護者の方に連絡を取り、すみやかに迎えに来ていただきます。 - 土曜日・長期休業期間での警報解除後の開所について 午前6時までに解除の場合：午前8時より開所 午前6時～午前11時までに解除の場合：解除2時間後から開所 午前11時以降に解除の場合：開所しません - 平日、学校の下校時刻が繰り上げとなったとき - 給食を食べてから下校する場合 繰り上げ下校時刻に合わせて、児童クラブの開所時刻を繰り上げて児童を受け入れる予定です。 - 給食を食べずに下校する場合 児童クラブでは給食の用意ができないため児童クラブは閉所します。 ※小学校が臨時休校の場合、1日閉所となります。 ※その他、小学校の緊急時の対応に準じます。
南海トラフ臨時情報発表	巨大地震警戒を発表時、児童クラブは閉所となります。 その場合、指導員は児童の安全確保、保護に努めますが、保護者の方に連絡を取り、すみやかに迎えに来ていただきます。 ※その他、小学校の緊急時の対応に準じます。 ※警戒措置が解除されるまでは、開所しません。

※開所・閉所、お迎え時間の変更等に関する情報は『美浜町メールサービス・放課後児童クラブ』でお知らせします。

入会申込み



●受付期間・受付場所

- ・令和7年度4月からの入会申込みは、令和6年12月20日（金）までにご提出ください。（土・日、祝日を除く）
- ・受付場所（受付時間） ※郵送提出の場合には、必ずご連絡ください。
保健センター内 健康・子育て課 （ 8：30～17：15）
河和児童クラブ、奥田児童クラブ （16：00～19：00）
- ・年度途中での入会申し込みは、入会日の2週間前までに提出ください。
なお、定員を超過する場合がありますので、事前にご相談ください。



●申込みに必要な書類

- ・申込各書類は、役場健康・子育て課、各児童クラブにあります。
美浜町役場ホームページ『令和7年度放課後児童クラブ入会の募集』内からも入手できます。
- ・入会申込みには、保護者を始めとするご家族の方の入会基準に関する証明書等の提出が必要となりますので、次の書類を揃えて申込みをしてください。

①『放課後児童クラブ入会申込書』 → 児童ごとに必要

②『就労証明書等』 → 家庭で各一部必要（きょうだいの分は不要）
同居親族（父、母、65歳未満の同居の祖父母は各1部。叔父、叔母については不要です。）
利用申請する理由を明確にする書類です。就労証明書は必ず事業所に記入していただいでください。

③『個人情報使用同意書』 → 児童ごとに必要

④利用料の減免制度を利用される場合『児童クラブ利用料減額申請書』 → 児童ごとに必要
減免制度対象：町民税非課税世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯
「児童クラブ利用料減額申請書」と証明する必要書類がある方はご提出ください。

●書類提出にあたっての留意事項

- ・事業所によっては、就労証明書の発行に時間がかかる場合がありますので、余裕を持って整えてください。
- ・入会申込みに必要な書類が不備な場合は、受付できない場合がありますので、必要書類等は、あらかじめ整えてお申込みください。（何らかの理由で期日までに揃わない場合には、ご相談ください。）
- ・申込み内容、証明に虚偽があった場合、現場確認等をして、入会決定を取り消す場合がありますので正確にご記入ください。

●入会選考・可否通知

- ・書類提出後、入会の可否を通知します。
- ・入会選考にあたり、家庭訪問や電話での問合せをする場合があります。
- ・入会の可否決定については、家庭の状況を考慮し決定します。
- ・募集定員超過の場合は、学年の低い児童から優先とさせていただきます。さらに定員超過の場合は、公開抽選を行います。
- ・抽選がある場合には、対象者へ個別連絡いたします。

●その他

- ・利用は1年間を基本としますが、家庭状況の変更により、一時的に児童クラブの利用が必要な場合は、1か月単位での利用も可能です。
- ・住所変更、就労状況の変更、家族構成の変更など、申請書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに利用している児童クラブ又は健康・子育て課にご連絡ください。

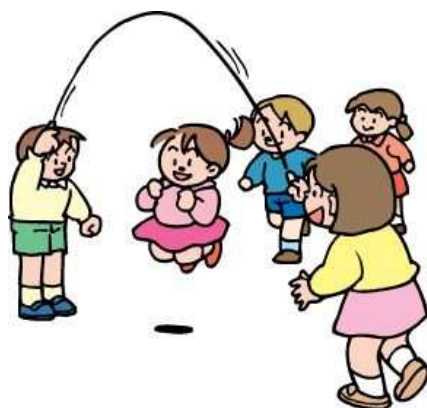
休会

- ・児童クラブの利用を休会される場合には、休会日の2週間前までに、休会届を提出してください。なお、期間は1年間に原則2か月以内となります。

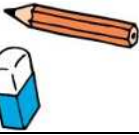
※休会届の提出がない欠席の場合は、1か月間利用がない場合であっても利用料金の支払いが発生します。

退会

- ・入会決定後、入会を辞退される場合には、至急ご連絡ください。(Tel82-1111)
 - ・入会後の退会については、退会日の2週間前までに、退会届を提出してください。
- ※退会届の用紙は、各児童クラブ、健康・子育て課にあります。



よくある質問

質 問	回 答
4年生(高学年)ですが入会できますか。	利用対象児童は、1年生から6年生までが対象となります。 ※ただし、定員が超過する場合は学年の低い児童から優先となります。
祖父母と同居していますが、子どもの世話はできないので入会したいのですが・・・。	就労していれば、就労証明書をそれぞれ提出してください。 病気などによる場合は、申立書、診断証明書等をそれぞれ提出してください。 令和7年4月1日現在、満65歳以上の方は不要です。
求職中です。申込みはできますか。	就労先との雇用契約が決定してから申請をしてください。 その際、事業主の採用証明などを提出していただきます。
夏休みだけ利用したいのですが・・・。	定員の空き状況により、夏休み等の長期休業期間について臨時募集を行います。
宿題をさせてもらいたいのですが。 	宿題を教えることはできませんが、宿題をするスペースをすることはできます。(机など) お迎えを待つ時間などを利用して、宿題に取り組むよう各家庭で話し合ってください。
個人的に損害保険に加入しています。児童クラブの損害保険への加入はしなくてよいですか？	登録児童は指定する損害保険に全員加入していただきます。 (加入にかかる保険料は、町が負担します。)
午後7時にお迎えができない場合は、子どもだけで帰宅してよいですか。 	児童だけの帰宅は安全面からできません。保護者が迎えに来ることができない場合は、代行できる方に依頼してください。その際には、事前に指導員へご連絡ください。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

美浜町役場 健康・子育て課（美浜町保健センター1階）

〒470-2492

美浜町大字河和字北田面106番地

電話 0569-82-1111（内線222、262）FAX 0569-82-1321

ホームページ <https://www.town.mihama.aichi.jp>

E-mail kenko@town.aichi-mihama.lg.jp

運営業務委託先：シダックス大新東ヒューマンサービス(株)

電話 052-857-0085

